

6/25

平田教育長と懇談

前橋市大手町
3-1-10

群馬高教組

027-231-2784

ghtu@educas.jp

http://www.ghtu.org/

給特法の課題、教員未配置、
WIFI環境の不備を訴える

6月25日(水)の午後、平田郁美教育長と高教組の水田委員長・萩原副委員長・神保書記長・武執行委員との懇談が県庁教育長室にて行われました。毎年恒例の行事ですが、群馬の教育について自由に懇談でき、また組合の要望を教育長に直接伝えられる貴重な機会となっていました。発言要旨を中心に紹介させていただきます。

主務教諭の導入は
分断を招くだけ

水田・給特法が改定されたが、本来の趣旨は教員の長時間過密労働を解消していくこと。衆参両院で付帯決議がなされているので確認してほしい。教職調整額の財源確保のために他の教育予算が減らされることはあってはならないと決議されている。また、主務教諭の導入は教職員の分断を招き、現場での協働関係を壊すので、導入すべきでない。

BYODの導入で情報担当者
や担任の負担が増している

水田・BYODの導入により、情報担当職員のみならず担任などの負担が増えている。百問繚乱やスマート連絡帳は便利な面もあるが、動作が著しく遅くなることもあり、業務に支障をきたしている。人的、ハード面でフォローをしてもらいたい。

教育長・各校のネットワークの問題ですが、それとも全県的な問題ですか。

武・グーグルクラスルーム(ワークスペース)を朝、使用しているが、重くて動作が進まない。これは全県的な問題だと思う。パスワード設定など、セキュリティの問題もからみ、デジタルツールが使いたくても使えない状況もある。若手などいうだけでデジタルネイティブと思われ、負担感はかなりある。ICTヘルプデスクも利用しているが、分からない場合は「担任に聞いて」という生徒への指示など、たらいまわしになることもある。

教育長・全県的に改善が必要なこととはわかりました。

独自に聞き取っている状況だけで8人の
欠員がでている

神保・現在、教職員の未配置問題について、定期的に職場訪問をしたり、組合の会議の場で状況を確認したりしている。独自に聞き取っている状況だけで8人の欠員がでている。全県でみれば他にもこのような例があると推察する。例を挙げれば、1学年2クラスの小規模校で、病休・育休の代替が見つからないなど、計3名が足りない状況となっている。非常勤講師の持ち時間数を増やしたり、正規職員で授業を分担するなどに対応している。授業はそうやって何

平田教育長(左)

平田教育長と懇談する水田委員長(左)
神保書記長(中)、武執行委員(右)角田人事課長、
高橋人事主監、
高井総務課次長
も同席しました

とか穴埋めできても、校務分掌については常勤の教職員で補い合わなければならない。通常は授業時間でも職員室には空き時間の教員がいて、授業準備や校務分掌等の業務を行っている。でも、その学校では空き時間の先生がほとんどおらず、職員室は閑散としている。空き時間が確保できなければ授業以外の業務を放課後にやらざるを得ず、定時には帰れない。学校でできなければ当然、持ち帰り仕事となる。阿部文科大臣は国会答弁で、「持ち帰り仕事はないものと認識しています」と言っていたが、そんなことはない。多忙化解消のためにも、教職員を各校にしっかり配置してもらいたい。義務校では「先読み加配」も実施されている。この制度の導入についても検討が必要。

教育長・教科によってはなかなか補充できないのですよね。その状況は理解しています。農業とか家庭科は特にそうですね。配置できるように努力してみます。

「職場からトイレの改善要望の声が複数あがっている」

水田・トイレの洋式化や衛生面での改善は各職場からの要求が多い。生徒や保護者からも改善を強く求められている。授業料無償化もあり公立離れをなくすためにも、トイレによるイメージダウンはよくない。

教育長・トイレの改善要求などは理解している。予算がかかることで急には全てできないが、努力した

い。トイレの問題は女子だけですか。
武・男子トイレについても改善の要望は多いです。生活様式の変化によって、和式トイレは使いづらく、洋式トイレが求められています。

一時差出勤について

水田・夏場の時差出勤の導入はどうなっているのか。

高橋人事主監・時差出勤については3月に校長に通知した。各学校で手を挙げてもらいたい。

武・清明では校長より話が合ったが、伊商では話はない。時差出勤を希望する際の提出書類については、書式などを簡単にしてもらいたい。

高橋人事主監・詳細は確認したい。



これでは教職員の長時間過密労働は解消されない！

改定給特法に抗議する記者会見（6/18）

6月18日（水）午後4時から県庁5階の刀水クラブにて、改定給特法の成立に抗議する声明（以下「抗議声明」）について記者会見を行いました。参加者は高教組から神保書記長、全群教から田中委員長ほか3名。まず、田中委員長から抗議声明が読み上げられ、改定給特法の問題点と条例化しないよう県教委に求めるメッセージが述べられました。神保書記長からは、高校現場における教職員未配置問題を取り上げながら、教職員数が増えなければ長時間過密労働の解消はできないことを訴えました。記者からの質問は、読売と上毛の2社のみで、その内容といえば、いずれも学校現場の現状を確認するくらいのものであり、改定給特法に踏み込んだやり取りに発展することなく終了しました。社会の関心が教職員の働き方に向けられるよう、あらゆる場で教育行政の課題を発信していく必要性を感じました。



給特法って？

- 1.「超勤限定4項目」を除き、超過勤務は命令できない
- 2.超過勤務手当支給なし
- 3.労基法37条の適用除外（時間外手当不支給）とし、4%の教職調整額を一律に支給する

※限定4項目とは・・・

- ①校外実習その他生徒の実習に関する業務
- ②修学旅行その他学校の行事に関する業務
- ③職員会議
- ④緊急時対応

今回の改定でどうなるの？

- 1.教育調整額の引き上げ（段階的に10%に）
- 2.教委に対して教員の業務量管理や健康確保のための計画策定と実施状況の公表義務付け
- 3.新しい職の新設（主務教諭）
- 4.担任手当の新設

※給特法の改定に合わせて、特別支援教育に関わる教員に支給している給与の調整額の引き下げ（段階的に半減）がおこなわれます。

でもいま必要なのは

- 残業代を支給できる法改正で「定額働かせ放題」の解消
- せんせいの増員
- 教育予算の増額

青年部「オンライン座談会」開催！（6/12）



6月12日（木）の21時から1時間、オンライン座談会を開催しました。高教組としては初の試みとなるオンラインでの交流会は、神保書記長のオープニングトークに始まり、「新学期の困りごとについて」、「ICTの業務での活用について」をテーマにおこなわれました。前任者がいない、引継ぎがないなかでの新学期の校務分掌で困ったこと、kinakoやスマート連絡帳の活用事例、百問繚乱の学校内での活用についてなど、「うちの学校ではこうしている」「こんな風に工夫している」といった各学校での様子が和気藹々とした雰囲気なかで交わされました。次回の開催も計画中です。ぜひあなたもお気軽にご参加ください！

第1回 話そう、つながろう オンライン座談会

20代30代の教職経験者を招き開催する、オンラインの座談会です。
議題・参加費はなく、どんなでも参加可能です。趣く集めてもOK！
新卒の方も大歓迎です！まずはお気軽にご参加ください！

6月12日 木 21:00~22:00

【トークテーマ】
「新学期のお困りごと」/「新学期・学校あるある」

～内容～
「新学期のお困りごと」、「新学期あるある」、「学校あるある」をテーマにみなさんと話していきます。
働く上で気になっていることや、困っていること、忙しい時期も乗り越えたいと思っている工夫やアイデアなども、自由に話します。

～参加方法～
Zoomで開催です。
Zoom ID: 981 8130 2077
パスワード: 84451

群馬県高等学校教職員組合
TEL: 027-251-2784
Email: ghtu@educ.jp

桐工「共済カフェ」開催！（6/27）

期末考査中の6月27日のお昼休みに桐工で共済カフェを開催しました。当日は未組合員9名を含め16名の参加があり、賑やかに行われました。

冒頭では、神保書記長が「現状を変えるには『仕方がない』というあきらめを変えることが重要」と述べ、現場で直面している困りごとや課題をぜひ組合に共有し、一緒に声を上げていこうと組合加入を呼びかけました。

続いて小笠原書記次長から、組合ならではの安心でお得な全教共済・全教自動車保険のメリットについて説明がありました。特に教職員の自動車事故においては特別な対応が必要であり、それを教職員のために作られた全教自動車保険がしっかりサポートできるので、ぜひ加入してほしいと訴えました。

参加者はおいしい昼食を楽しみながら、ゆったりとした雰囲気の中でカフェに参加しました。

湯根先生をはじめ、桐工分会の皆さまには多大なご協力をいただき、ありがとうございます。

「自分の学校でもやってみたい！」という方がいらっしやいましたら、お気軽に本部までご連絡ください。



共済カフェって何？！

共済担当者や役員がコーヒーやケーキなどをもって職場にお邪魔し、教職員の方々に全教共済や全教自動車保険を説明し加入促進をおこなうものです。参加者は飲んだり食べたりしながら気軽に参加できます。

※食べ物の種類は可能な限りご希望に添いますのでご相談ください。

☆おしえて！組合Q&A
Q「県当局や県教委にはたらかけるタイミングや回数は？」

いい質問ですね（笑）。十一月の確定交渉は労働三権のうち団体交渉権を行使しています。いわゆる「ダンコウ」ですね。「労使交渉」の申し出に対し、使用側の「任命権者」は正当な理由なしに断ることはできません。かといって年に何回も団交を申し入れることはお互いの本来業務を損なうリスクもあるため、十月の県人勧以降の日程で設定されています。でもその前に「労使協議」という形で要請行動を、春闘期（三月）、夏季（八月）、秋季（十月）の年3回実施します。民間の春闘は3月半ばに企業側の一斉回答日が設定され、ベア（基本給のベースアップ）実現と販やかですが、それは公務員にとっても他人事ではなく人勧前の民間動向調査と連動します。県人勧が出れば自然とその通りになるというものではなく、プラス勧告なら県当局に人勧完全実施を要求します。毎回組合側との攻防を経て県当局から回答を引き出しています。

EVENTS

高教組行事情報

<7月末までにお願いします>

対県教委夏季要請行動

日程 2025年8月5日（火）14:00～16:15
集合打ち合わせ13時～（高教組書記局）
14時～管理課要請
15時～各課要請

場所 昭和庁舎

内容 管理課要請、各課要請
※各課要請では、学校人事課、高校教育課、総務課にそれぞれ要請を行います。

教育条件整備・施設設備要求書

送付済みの要求書のご提出をお願いします。
以下のフォームからも可能です。
みなさん一人ひとりの声が職場環境の改善につながります。ご協力をよろしくお願いします。



こちらの調査にもご協力を

「教職員未配置」等の
全国調査



高教組第1回中央委員会

日程 2025年9月27日（土）
14:00～17:00
受付13時半～

場所 教育会館3階中会議室

内容 確定交渉に向けての意思統一、人勤学習会、2学期以降の運動推進、その他

《ランチ交流会開催！》12:30～13:30

中央委員会の始まる前にみんなでおいしい昼食を味わいながら楽しく交流しませんか？
なんと“あのおいしいお弁当”をご用意します！コーヒーやスイーツも準備しますのでお気軽にご参加ください。お弁当は事前にご注文いただいた方に限らせていただきます（申し込み締切は9/17）。ご希望の方は本部までご連絡ください。



写真はイメージです



おいしいコーヒーもご用意します



高教組
SNS始めました！
ぜひフォロー
お願いします！



高教組
Instagram



公式X
(旧Twitter)

【帰ってきた編集後記】
ボウリング大会中止は残念でしたが、6月の組活4本に「おしえて組合Q&A」2回目と紙面の充実を図った結果、今回はA3サイズの拡大版でお届けします。月報の機能というか果たす役割って何でしょうか？活動報告、行事のお知らせ、共済宣伝、はたまた…。広い意味での情報提供には違いありませんが、情報を届ける対象の読者層は限られています。月報を通じて発信した情報が鮮度の落ちないうちにお手元に届き、職場で家庭で話題にのぼることを願っています。
間もなく夏休みですね。ぐんま教育のつどいは例年2月11日開催ですが、全国のつどいは8月中旬に3日間日程で開催されます。一昨年は東京、昨年は大阪、今年は埼玉です。参加費は「本部」負担ですが、レポーター参加ならば、旅費・宿泊費は「全教」負担です。5月末の定期大会後に企画としてレポートしましたが、あんな感じで本番に臨みます。どんな感じって？そら埼玉と一緒に行ってみたいことですよ。
(萩原)



全教共済

給付申請・資料請求・
お問い合わせは
群馬県高校共済会
027-231-2784まで！

群馬高教組は全日本教職員組合（全教）の加盟組織であり、全教がおこなう全教共済の群馬県での窓口にもなっています。共済の位置づけは労働組合の基本的な役割である「生活を守る福利厚生活動」です。
共済による相互扶助（たすけあい）は、労働組合の原点ともいわれるとおり、組合活動にとって基本的な活動です。
共済はその目的を相互扶助としているため、利潤を追求する民間保険と比べて安い掛金を実現しています。民間企業はCMなどで宣伝をおこないますが、全教共済は組合がチラシの配布や声掛けなどの宣伝活動をおこなっています。
組合の活動の一環として、全教共済の加入促進への積極的なご協力をお願いいたします。

教職員みなさんに
選ばれて35年！

お忘れاندですか？

